

「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」改定の概要

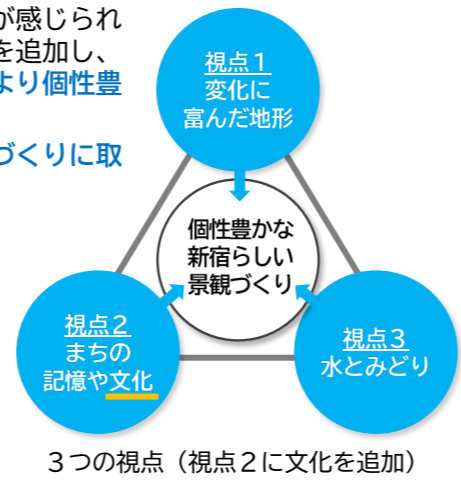
0 改定の概要 P.4~5

改定の背景
 「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」については、平成21年の策定から10年以上が経過し、社会情勢の変化やまちの現況の遷り変わりなど、景観行政を取り巻く環境に変化が生じていたことから、景観まちづくり計画等の改定に取り組みました。
 今回の改定において、まちの現況の変化への対応を行ったほか、新たな視点や考え方を追加することで、多様な地域特性に応じた新宿らしい景観形成を推進していきます。

改定に関する主な取組み
 ▶ **現況のまちの変化への対応** → 2. 超高層ビル群のスカイライン、6. 大規模建築物等に関する景観形成、7. エリア別景観形成ガイドライン 等
 ▶ **新たな視点や考え方の追加** → 1. 新宿らしい景観づくりに関する視点、3. 夜間景観の形成、4. 公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点、5. 新たな屋外広告物に関する景観形成 等

1 新宿らしい景観づくりに関する視点 P.11

▶ 人々の営みの歴史や文化等が積み重なって新宿区特有の歴史や国際色が感じられる景観が形成されていることから、視点2「まちの記憶」に「文化」を追加し、**地域の人々に愛されるまち、世界の人々を魅了するまちを目指して、より個性豊かで魅力的な景観の形成**を図ります。
 ▶ 基本方針を見直し、視点1~3を活かして**個性豊かな新宿らしい景観づくりに取り組む**こととします。



2 超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成 P.12

▶ 新宿駅周辺の再開発を見据え、超高層ビルの景観形成方針を見直し、**西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群が一体となってなだらかな丘状のスカイラインを形成**するように適切に誘導します。



超高層ビルの景観形成ガイドライン（P.266~267）

景観形成の方針（抜粋）
超高層ビル群としてのまとまりを持たせる

具体的な方策（抜粋）

- 西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群が一体となってなだらかな丘状のスカイラインを形成する
- 新宿駅直近では、新たな拠点にふさわしい形態意匠とする
- 頂部の意匠は、周辺との調和を図る
- 高層部の過度な光を抑制する
- 新宿駅周辺、JR線路沿い、文京シビックセンターや東京スカイツリーなど区内外の主な視点場からのスカイラインの見え方をシミュレーションする



3 夜間景観の形成 P.14

▶ 新宿区には繁華街、歴史を感じる地域、自然や住宅地など、多様な夜間景観が存在します。それぞれの地域特性を活かしながら**日中とは違った夜間景観を形成**し、まちの魅力をさらに向上させるため、夜間の景観形成方針を新たに追加し、**地域特性に応じた照明計画や用途にあった適切な照明**となるように適切に誘導します。



夜間景観形成ガイドライン（P.272~273）

景観形成の方針

良好な夜間景観を創出する

具体的な方策（抜粋）

- まぶしく不快な光（グレア）を抑制する
- ライトアップなどによる光害を生じさせない照明とする
- 光と影を対比的に生み出し立体感のある印象的な景観を形成する
- 光に連続性や一体感を生み出す

景観形成の方針

地域の個性を活かした夜間景観をつくる

具体的な方策（抜粋）

- 繁華街：華やかさや賑わいを活気ある光で演出する
- 住宅街：エントランスや植栽等に落ち着いた光の演出を行い、歩行者の安心感につなげる
- 水辺：水辺空間と一体となった光の演出を行う

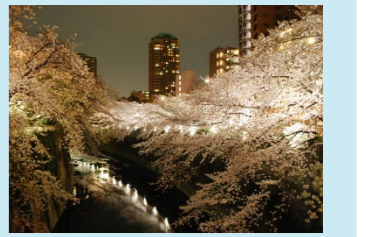
景観形成の方針

環境に配慮する

具体的な方策（抜粋）

- 省エネルギー型の照明器具を使用する
- 朝夕の光の変化にあわせて調光を行う

繁華街の賑わい空間



4 公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点 P.14

▶ コロナ禍やデジタル化の進展等を契機として、人々の働き方・暮らし方が変化し、公共空間に求められる機能等が見直されています。そのため、公共空間の景観形成方針を新たに追加し、**居心地の良い公共空間や誰もが利用しやすいゆとりある空間が創出**されるように適切に誘導します。



公共空間の景観形成ガイドライン（P.274~275）

景観形成の方針

居心地の良い公共空間をつくる

具体的な方策（抜粋）

- シンプルで質の高いデザインとする
- 建築物は開放性の高い外観デザインとし、テラス席を設置するなど、日常的な公共空間の活用を推進する
- 美しい景観や周辺との調和に配慮したみどりをデザインする
- 歩行者が滞在できるベンチ等の休憩施設を設ける



景観形成の方針

誰もが使いやすい公共空間をつくる

具体的な方策（抜粋）

- 建築物の足元まわりにゆとりある歩行空間や滞留空間を確保する
- エリアマネジメント広告など、地域貢献や賑わいづくりにつながるような屋外広告物の掲出を推進する



「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」改定の概要

5 新たな屋外広告物に関する景観形成 P.15~16

- ▶ 新たな広告媒体に対応するため、屋外広告物の景観形成方針を見直し、**光・動き・音が相互に影響するデジタルサイネージ**について、**まちなみの連続性、住環境や自然環境などに配慮した景観**となるように適切に誘導します。
- ▶ **ユニバーサルデザインの推進**について、色彩や多言語対応などの配慮事項を追加します。



動きを抑えたデジタルサイネージ

7 エリア別景観形成ガイドライン P.79~254

- ▶ 令和3年6月~9月にかけて、**大学と連携したワーキンググループ**を発足して現地調査や地域分析等を行い、**まちの変化や新たな視点を踏まえて見直し案の検討**を行いました。
- ▶ ワーキンググループは、**景観まちづくりを学ぶ、区内大学を含む43名の大学生に参加**いただきました。
- ▶ 区内大学を含む大学生に検討してもらうことで、**地域で生活する方の視点を取り入れた計画**となるように努めました。



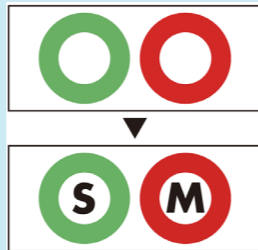
ワーキンググループにおける現地調査の様子

屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (P.283~365)

屋外広告物を活用した地域貢献 (P.327)

方策イメージ (抜粋)

- 屋外広告物を活用したエリアマネジメント
- 地域の魅力を高める仮囲い広告物
- 地域貢献につながるデジタルサイネージ



カラーユニバーサルデザインに配慮して改善した地下鉄の案内表示の例

左：新宿線
右：丸の内線

色彩の考え方 (P.303)

配慮事項 (抜粋)

- カラーユニバーサルデザインへの配慮
- 適度な明度差をつける



内照式 (箱文字)

間接照明 (箱文字)

照明・光について (P.304)

配慮事項 (抜粋)

- 高輝度 (眩しさ) の抑制
- 地域特性に応じた色温度の演出

デジタルサイネージ等について (P.305)

配慮事項 (抜粋)

- 自主審査体制の構築
- 点滅、高速モーションの抑制
- 周辺環境 (歴史的な建造物等の周辺や住宅地など) に配慮した設置
- 消灯時間、夜間の画面の明るさ、音量の調節 (消音)
- 大きさやコンテンツについて



公共的な情報を提供しているデジタルサイネージ

6 大規模建築物等に関する景観形成 P.70~71

- ▶ 都市開発諸制度等を活用する大規模建築物等、景観に影響を与えるおそれのある建築物について、**景観まちづくり審議会に報告**することとします。

大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン (P.282)

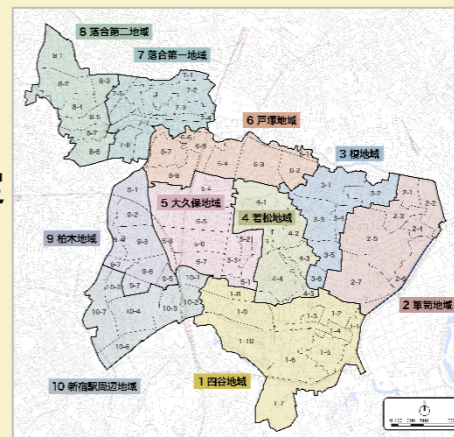
- ▶ 「大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン」の対象を広げ、**都市開発諸制度等を活用する大規模建築物等を対象**とします。
- ▶ **夜間景観に関する景観形成基準を追加**します。

項目	景観形成基準
建築物の配置	○隣地・隣棟間隔を十分に確保する。
高さ・規模等	○周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインとする。 ○長大な壁面を持つ建築物とならないように計画する。
形態・意匠、色彩、素材	○色彩は、別表3 (P.22) の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 ○まちなみの中で、著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色したガラスを使用しない。 ○機械式駐車場やタワーパーキングなどの駐車場の設置にあたっては、建築物内におさめるなど建築物と一体的な計画とする。
夜間照明	○広場などの公開空地や歩行者通路など、パブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。 ○照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度 (水平面・鉛直面)、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。 ○敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップされた景観資源がある場合は相互関係に配慮する。 ○間接照明の使用など光と影を効果的に用い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。 ○建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地区計画やガイドライン等のまちづくり方針において定めがある場合やイベント時は、この限りでない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。 ○省エネルギーに配慮するため、LED 照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用する。また、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制する。
屋外広告物	○建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 ○不快なまぶしさを生じさせないよう、周辺環境に応じて適切な輝度を設定する。

大規模建築物等に係る景観形成基準 (一部抜粋)

エリア別景観形成ガイドライン

区内を景観特性ごとに72のエリアに分類し、それぞれのエリアの特性を活かした景観形成の方針や具体的な方策を示しています。



エリア区分図

各地域の紹介ページの改定

主な改定内容

- 地域の概要は、景観計画の基本方針の3つの視点を踏まえて整理されています。3つの視点の改定にあわせて「まちの記憶や文化」とし、文化に関する記述を追加します。

各エリアのページの改定

主な改定内容

- 大規模開発や道路整備などにより、まちの現況が大きく変化した部分については、ランドマークやみどりの変化などを踏まえた時点修正を行います。
- 景観まちづくり計画等の改定とあわせて、**夜間景観や公共空間等**について追加・更新を行います。



見開き紙面イメージ



更新された景観特性図の例

改定のスケジュール

